

20世紀初頭ドイツにおける「危険にさらされた子ども」の救済

杉原 薫*

(2020年10月21日 受理)

Saving “Children at Risk” in Germany at the Beginning of the 20th Century

SUGIHARA Kaoru

要約

ヨーロッパにおいて子どもを対象とした社会福祉活動は、教会などの博愛団体を中心に長きにわたって展開されてきたが、19世紀末以降、孤児や貧困児の救済や保護は、施しや私的な慈善ではなく、公的な関心事となった。そして、同時に子どもを対象とした社会福祉活動は、「くたびれた人生における幸せな長期休暇」を子どもたちに提供することに重きを置く「子どもの救済」としての特徴を持つようになった。

こうした児童保護活動の性格変化の中、1907年設立された「ドイツ児童保護センター」は、「ドイツの児童保護領域におけるあらゆる努力を助け、まとめるための核をつくる」ことを目標とする組織として、ドイツ帝国全体を視野に入れて定期刊行物や各種の会合、情報提供を行う一方で、ベルリンを対象に児童保護に関する実践的な活動を展開した。

キーワード：近代ドイツ、子ども史、児童保護

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 准教授

1. はじめに

発展途上国や紛争地帯にある国や地域のみならず、経済発展を遂げ、医療制度や福祉制度が確立した現代の我が国においてでさえも、この世に生を受けた子どもたちすべてが何の心配もなく大人へと成長していくわけではない。例えば、「貧困」や「虐待」がそのわかりやすい事例かもしれない。携帯電話や洋服、学用品といった日常生活に必要な物品を有していないだけでなく、日々の食事さえも満足に取ることができない子どもたちが存在している。また、親などの身近な大人からの虐待によって命を奪われる子どもたちの存在や、児童養護施設で暮らす子どもの半数が虐待の被害者であるという事実も見過ごすことはできない¹。

こうした「危険にさらされた子ども」の存在は、現代社会においてのみアクチュアリティのある問題として存在しているわけではなく、歴史的な視点から見ても解決されるべき課題としてとらえられてきた。例えば、1871年の帝国創設から第一次世界大戦の時期にかけてのドイツでは、子どもが社会の注目を集める対象となった。この時期に農業国から工業国へと産業構造を変化させたドイツは、大量の労働者を生み出すとともに都市化を促進させた。同時に人口増加も経験している。こうした都市化と人口増加は、都市に住む労働者階級の子どもたちを増加させることとなった。労働者階級の子どもたちの都市への集中は、浮浪児や子どもによる犯罪の増加を生みだし、彼ら／彼女らの存在は社会問題とみなされるようになったのである。そして、この問題に対応するべく子どもたちの保護や教育を目的とする社会福祉活動が展開されることとなった。

ドイツにおける子どもを対象とした社会福祉活動を取り扱う邦文文献は限られているが、非嫡出子・孤児・里子・非行児等の問題を抱えた子どもを対象とする社会福祉活動に焦点をあてて有用な文献・資料を紹介してくれている岡田（1983）、第二次世界大戦後の占領下ドイツにおける子ども・青少年を対象とした支援や保護的措置の実態について検討した中野（2014）、20世紀初頭ベルリンにおける児童保護の取り組みを「ドイツ児童保護センター」（Deutsche Zentrale für Jugendfürsorge E.V., DZfJ）の責任者であるフリーダ・ドゥエンジング（Frieda Duensing, 1864-1921）²を中心に整理した杉原（2018）などを挙げるができる。また、欧文文献としては、児童福祉史の代表的な通史研究である Scherpner（1966）や Hansenclever（1978）、Dickinson（1996）がある。さらに、児童局の歴史を概観するなかで児童保護事業について検討した Uhendorff（2003）も挙げるができるだろう。

本研究では、こうした先行研究の知見に学びつつ、労働者階級の子どもたちの存在が社会問題として認識されるようになった20世紀初頭のドイツ・ベルリンで「危険にさらされた子ども」を対

¹ 厚生労働省『社会的養護の課題と将来像』（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）平成23年を参照。

² 1864年にハノーファー近くの街で生まれ、女子高等中学校（Höhere Töchter Schule）を卒業後に女子教員ゼミナール（Lehrerinnen-Seminar）を経て、教師となった。10年ほど教師として働いたのち、スイスのチューリッヒ大学で法律学を学んだ後、「ベルリン児童保護センター」の責任者を任された。

象とした救済活動がどのように展開されたのか、またそうした取り組みは子ども史の文脈の中でどのように位置づけられるのかということを設定初期の「ドイツ児童保護センター」に着目して明らかにすることを目的とする。

2. 20世紀初頭のドイツにおける子どもを対象とした社会福祉活動へのまなざし

「長い」19世紀にドイツの人口はめざましく成長した。1816年に2500万人と見積もられていた人口は、第一次世界大戦前夜にはおおよそ6800万人にまで膨れ上がった。急速な人口増加はこの時期のヨーロッパに共通して見られた現象であったが、ドイツは特に際立っていた。ドイツの人口増加には地域的な差異が見られるが、とりわけ強力な人口増加を見せたのがザクセン王国とプロイセンであった。プロイセンではベルリンとその周辺部での人口増加が著しかった³。

人口成長は、死亡数よりも出生数が多く、流出者よりも流入者が多い時に成立する。ドイツ帝国成立（1871年）以前の時代、死亡数は人口1000人当たり25～30人であり、出生数は35～40人の間にあった。すなわち、毎年おおよそ1000人につき10人、死亡より出生が上回った。その結果、帝政期には出生超過が強力に上昇した。帝国創立後の最初の時期、出生超過は毎年約50万人であり、世紀転換期には100万人を超えた。これはより多くの出生があったというよりも死亡率が減少したことによってもたらされた変化であった。死亡率には、乳幼児・児童死亡率が影響を及ぼすが、1870～1880年代から乳幼児死亡率は、持続的に低下しはじめた。その背景には母乳育児の推奨がある。乳児が生存するか否かは、父親や母親の病気への対応や養育の仕方に左右され、とりわけ母乳で育てられているかどうか大きく左右されるとの理解が広まるようになり⁴、健全な子育てへの関心が市民層家族を中心に高まりつつあった。

また、1870年代以降、ドイツでは工業社会への移行が本格的に始まり、多くの工場が建設されるようになったのだが、そうした変化は労働者家族の生活に大きな変化をもたらすこととなった。すなわち、それまでは家族労働の枠内で就業していた既婚女性たちが工場労働に就くようになったのである。労働者階級における乳幼児・児童死亡率の高さと工業社会への移行は、市民層による労働者階級への注目を生むこととなった。一家の主だけでなく妻や子どもまでもが工場で長時間労働を行い、大量の酒を飲む夫と工場労働と家事労働で疲弊した妻、面倒を見てもらえず放置される幼い子どもたち、狭くて不潔で雑然とした寝室としての機能しか持たないような住居（【図1】参照）、性モラルの乱れといった悲惨な生活状況が市民層の目に改善されるべき状況として映った⁵。

³ ヨーゼフ・エマー著、若尾祐司・魚住明代訳『近代ドイツ人口史—人口学研究の傾向と基本問題—』昭和堂、2008年、10—13頁参照。

⁴ 同上、50—55頁参照。

⁵ Vgl. Klaus Saul, Jens Flemming, Dirk Stegmann, Peter-Christian Witt(Hrsg.), Arbeiterfamilien im Kaiserreich: Materialien zur Sozialgeschichte in Deutschland 1871-1914, Düsseldorf, 1982, S.7.



【図1】労働者家族の住居（1910年）

出典：ドイツデジタル図書館／Sächsische landesbibliothek- Staats- und Universitätsbibliothek Dresden (<https://www.deutsche-digitale-bibliothek.de/item/6QCZKCYWJXOOMKZMPR5L2FUV5AIJ5RAR>)（2020年9月20日閲覧）

例えば、1846年にドイツで生まれた織工一家の息子は、自身の子ども時代を振り返り、次のように述べ、子育てに関する親の無知を指摘している。こうした発言からも当時の労働者階級の子どもたちの様子、子育ての様子を垣間見ることができるだろう。

子どもたちは両親の目から見れば、親のために金を稼ぎ、貧しい食物を与えられるために生まれてきたのであって、もののわかる親なら当然持っているはずの、子どもたちにはより良い将来があるかもしれ知れないという理解を、私の親の場合、示してくれることはなかった。だいたいすべてのことについて、私たちの両親は全く無知であった⁶。

こうした労働者階級の子どもたちがおかれた生活環境は、社会問題として取り上げられるようになり、社会政策の対象となった。もちろんこの時期よりも前から子どもを対象とした社会福祉活動は行われてきた。しかし、ヨーロッパにおける子どもを対象とした社会福祉活動は、19世紀末から顕著になり、1900年から1910年にかけて多様化したと言われている。例えば、1500年以降の西洋の子ども期の観念を整理したイギリスの教育史家カニンガムは、19～20世紀の子ども政策を次のように特徴づけている。

⁶ イレーネ・ハルダッハ＝ピンケ／ゲルト・ハルダッハ編、木村育代ほか訳『ドイツ／子どもの社会史—1700 - 1900年の自伝による証言』勁草書房、1992年、275頁より引用。

19世紀までの子ども政策は、子どもの精神への関心、または国家の将来の労働力需要への関心のどちらかによって企図されていた。ところが、19～20世紀初めにかけて、どちらの関心もまだ残存していたが、この時期の子ども政策は新しい関心と結びつくことになった。その関心とは、子ども期を享受できるように子どもを救済することであった⁷。

カニンガムの言葉を借りれば、19世紀末から20世紀初頭にかけての子どもを対象とした社会福祉活動は、子ども期を享受するための「子どもの救済」としての特徴を持っているということになる。この場合の子ども期とは、「くたびれた人生における幸せな長期休暇」⁸であり、その「幸せな長期休暇」を提供するために労働、虐待、路上生活から子どもを救済する必要性が説かれるようになる。このような「子どもの救済」事業の中心を占めたのは、博愛団体であった。博愛団体は、孤児や養育放棄された子どものための収容施設を開設したり、幼稚園や学校を設立したりした。また、児童虐待防止を目指す協会を作るなどの活動も行った。

ただし、博愛団体だけが子どもへの関心を示したわけではなかった。カニンガムは「子どもの救済」を次のように表現し、「子どもの救済」を担う専門職の存在を指摘している。

19世紀半ば以降、約30年間続く子ども救出時代^{チャイルド・レスキュー}と、1880年代以降に見られたもっと意欲的で徹底的な子ども救済時代^{チャイルド・セイヴィング}のあいだに境界線が引かれることがしばしばある。これに伴って、子どもの救出は本来、博愛団体とボランティア機関の任務であり、子どもの救済は、政府と専門職団体に非常に顕著な役割が期待され、子ども期に関心を持つ専門職が増え続けたという見方がある⁹。

こうした専門職として代表的なのが、幼稚園教員（Kindergärtnerin）や女性社会福祉職（Sozialarbeiterin, Wohlfahrtspflegerin）や青少年育成者（Jugendpfleger）であろう。こうした専門職の確立は、博愛団体から国家へ子どもの救済活動の担い手の引継ぎを生むこととなる。

19世紀末以降、孤児や貧困児の救済や保護は、施しや私的な慈善ではなく、公的な関心事となっていき、福祉国家／社会国家へと結実することがこれまでの研究でも言及されてきた。しかしながら、公的と言った場合、地方行政や国家などの公権力のみを指すわけではなく、先に述べた博愛団体が資金や運営の面で公的な性格を帯びていることもあった点には注意が必要である。「福祉の複合体論」でも指摘されているように、公権力による制度や仕組みのまわりには教会や慈善団体、博愛

⁷ ヒュー・カニンガム著、北本正章訳『概説子ども観の社会史—ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社、2013年、175頁より引用。

⁸ 同上書、188頁より引用。

⁹ 同上書、179頁より引用。

団体などのボランティアな組織による相互扶助や家族や近隣の人々による互助が存在しており¹⁰、子どもを対象とした社会福祉活動もまたそうした文脈の中で理解していく必要がある。

3. 「ドイツ児童保護センター」の誕生

3-1. 「ドイツ児童保護センター」の創設

「子どもの救済」が、施しや私的な慈善ではなく、公的な関心事として位置づけられていった時代に実際どのような救済活動が展開されたのだろうか。ここでは、「福祉の複合体」を形成するひとつのアクターとして「ドイツ児童保護センター」に着目し、それらの問いに答えていきたい。

「ドイツ児童保護センター」は、1907年4月23日に「ベルリン児童保護センター」(Zentralstelle für Jugendfürsorge in Berlin)と「ドイツ児童保護中央協会」(Deutscher Zentralverein für Jugendfürsorge)が合併して、ベルリンに誕生した。「ベルリン児童保護センター」は、1901年にベルリンでごくわずかな規模で設立された組織としてスタートし、主として孤児や貧困状態にある子ども、犯罪に巻き込まれる危険のある子どもなどを対象とした保護活動に取り組んでいた。また、「ドイツ児童保護中央協会」は、1900年に同じくベルリンに設立された組織であるが、主な活動は資料や統計データの収集、専門家を集めた会議の開催などであった¹¹。二つの組織は子どもを対象とした社会福祉活動という点では共通していたが、データ収集を主たる活動とする「ドイツ児童保護中央協会」と実際に子どもを保護することを主たる活動とする「ベルリン児童保護センター」というように実務レベルでは異なる役割を担っていた。

この二つの組織を統合した「ドイツ児童保護センター」は、「ドイツの児童保護領域におけるあらゆる努力を助け、まとめるための核をつくる」¹²ことを目的としており、妊産婦の保護や乳幼児保護、孤児・里子保護、後見制度、児童労働といった多岐にわたる分野をその活動の射程に入れている。主な活動としては、第一に、ドイツ帝国全体を視野に入れて定期刊行物や各種の会合、情報提供を通じて児童保護に関する見解の整理やプロパガンダを行うこと、第二に、主としてベルリンで児童保護に関する実践的な活動を行うことであり¹³、かつての二つの組織が持つ性格を引き継いでいることがわかる。

「ドイツ児童保護センター」の責任者を務めたフリーダ・ドゥエンジグは、同センターの使命を以下のように述べている。

¹⁰ 高田実「「福祉の複合体」史が語るもの—〈包摂・排除〉と〈安定・拘束〉」『九州国際大学経営経済論集』第13号、83-121頁、2006年および高田実「「福祉国家」の歴史から「福祉の複合体」史へ：こと共同性の関係史を目指して」『社会政策学会』第6号、23-41頁、2001年を参照。

¹¹ Vgl. Angela Dinghaus(Hrsg.), Frauenwelten: Biographisch-historische Skizzen aus Niedersachsen, Hildesheim, 1993, S.225.

¹² Zit n. Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V.Geschäftsjahr 1907, S.4.

¹³ Ebenda., S.4

児童保護センターが抱えている課題は、公的な児童保護に関する領域である。これは、私的な保護を補うことを意味し、私的な保護では欠けている、不十分な部分に入っていかなければならないということである。つまり、①養育を義務付けられた人物が子どもの適切な発達を保障できないどころか、放置したり、ひどい対応によって子どもを危険な目に合わせたりするような場合、②〔養育を義務付けられた人物が〕空腹やそれ以外の物質的な欠乏によって子どもを守ることができない場合、あるいは治すことができない病気にかかり金銭的な余裕がない場合、③子どもを犯罪者や被告人、囚人との関係から救出しなければならない場合である。

法律的な観点から言うならば、公的な児童保護の担い手は国家である。・・・

しかし、それは一部のみである！ごくわずかな部分でしかないのである！国家はその分野においては新参者だ。国家には、最も誉れ高い記憶を持つ前任者がいる。すなわち、それは教会や宗派による慈善活動、人道主義的な慈善活動である・・・¹⁴。

このようにドゥエンジングは、「ドイツ児童保護センター」を公的な児童保護として位置づけているが、それは教会などによる慈善活動では十分にフォローできない部分を担うことを意味している。また、彼女は、「国家と慈善はともに権力と愛として、互いに補い合いながら作用しなければならない」¹⁵関係性にあるとし、「両者の相互作用を理解しやすいように促進するために、どのような活動においても私たちは特別な注意を払わなければならない」¹⁶と述べ、「ベルリン児童保護センター」を国家と慈善との間の隙間を埋める役割を担うものとして構想している。

3-2. 「ドイツ児童保護センター」にかかわった人々

1907年の設立当初、「ドイツ児童保護センター」の会長には、ヴイルテンベルク王国の王女であるヴィート侯夫人 (Pauline Olga Helene Emma von Württemberg, 1877-1965) が就き、副センター長にはオットー・フォン・ヘンティッヒ 国务大臣 (Philipp Hermann Otto von Hentig, 1852-1934)、神学者であるエルマン・フォン・ソーデン (Baron Hermann von Soden, 1852-1914) が名を連ねた。そのほかに、大学教授や区裁判所の判事、政府高官、市議会議員など男女おおよそ40名が幹部として含まれており、高い社会的地位にある人たちが多く、博愛団体としての性格を強く帯びているように見受けられる。なお、おおよそ40名にのぼる幹部たちは、後述する二つの部門に振り分けられた。

実際に「ドイツ児童保護センター」の事務局長として運営に携わっていたのは、先に述べたように「ベルリン児童保護センター」で責任者として活躍していたドゥエンジングであった。また、ドゥエンジングの指揮のもとで1907年には21名に及ぶ女性たちが「ドイツ児童保護センター」の実

¹⁴ Zit. n. Frieda Duensing, Ein Buch der Erinnerungen, Berlin, 1922, S.244f. []内は執筆者による補足。

¹⁵ Ebenda.

¹⁶ Ebenda.

際の活動に従事していた。また、1908年以降になると、ベルリン女子社会事業学校（Soziale Frauenschule Berlin）に代表されるような女子社会事業学校の生徒たちが活動に参加するようになった。女子社会事業学校は、「女性社会福祉職」を養成する専門教育機関であり、ここで社会福祉に関する専門教育を受けた女子学生たちが「ドイツ児童保護センター」の実務の担い手としての役割を果たしていることは、カニンガムが指摘する「子ども期に関心を持つ専門職」の存在を意識させる。しかしながら、実際の活動に従事していた女性たちに給与が支払われた記録はなく、「ドイツ児童保護センター」の活動を支えていたのは無償の女性ボランティアであったことがうかがえる。

4. 「ドイツ児童保護センター」の活動

4-1. 二つの部門

「ドイツ児童保護センター」の活動は、各部門のもとで展開された。例えば、1908年の「ドイツ児童保護センター」は、大きく二つの部門（ベルリン部門、ドイツ帝国部門）から構成されていたが（【表1】参照）、これらの部門を通じて児童保護に関するデータ、情報の収集と実際の子どもの保護という二つの活動に取り組んでいたのである。

これらの二つの部門には、先に述べた「ドイツ児童保護センター」の幹部たちのほかにセンターと連携している各組織からの代表者やプロテスタント、カトリック、ユダヤ教という三つの宗教団体の代表者によってえられた者などが含まれている。

【表1】「ドイツ児童保護センター」における各部門の概要

部門	概要
ベルリン部門	ベルリンにおいて未成年者の福祉を脅かすあらゆる困難や苦境から彼らを救い出す。 援助申請の受付、情報提供、仲介が主な活動内容。
ドイツ帝国部門	多くの国々で議論の俎上になっている立法および行政、国家と地方都市の安全保障という観点における児童保護の主たる問題点について調査、議論する。

出典：Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908 を参考に執筆者作成

この二つの部門のうち、特に重要視されたのが実際の子どもの救済活動を行うベルリン部門であった。1907年の「ドイツ児童保護センター」の年次報告書には、次のように記されている。

かつて「ベルリン児童保護センター」がベルリンで行っていたような極めて貴重で、活動的な業務は、広範囲に及ぶ日々の小さな活動の中でも、一般的な問題への対応のための協議の最中

でも中断されるべきではなく、むしろ更なる発展をするべきである¹⁷。

4-2. 設立初期の「ドイツ児童保護センター」における「子どもの救済」活動の実際

【表 2】「ドイツ児童保護センター」への救済申請者ごとの救済申請件数の内訳
(1907 年および 1908 年、1909 年)

救済申請者	1907 年	1908 年	1909 年
後見裁判所	175	173	236
警察署	74	216	135
貧民管理局	4	記載なし	記載なし
市立孤児委員会	記載なし	12	12
地方行政	1	2	19
協会や施設	86	89	94
孤児救済者	10	12	9
聖職者や教員、医師	57	87	96
新聞編集者	19	6	22
親族、後見人、保護者	198	99	102
隣人、友人、雇用主など	68	86	97
「センター」の協力者	2	10	9
ホームレス保護施設	記載なし	14	46
匿名	15	8	10
合計	709 件	814 件	887 件¹⁸

出典：Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907,13. および Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908/1909, S.12-13.を参考に執筆者作成

「ドイツ児童保護センター」で実際に「子どもの救済」活動を展開していたベルリン部門の主な業務は、さまざまなところから寄せられる「子どもの救済」要請にこたえることだった。1907年に同センターに寄せられた事案は、709件に上る。「ドイツ児童保護センター」の前身である「ベルリ

¹⁷ Zit n. Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907, S.6.

¹⁸ 年次報告書（Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908/1909）には、1909年に「ドイツ児童保護センター」に寄せられた事案の総数は884件と記載されているが、援助申請者の内訳の総数は887件になる。どちらの数値が正しいのか、現時点では不明。

ン児童保護センター」が取り扱った事案は、1903/1904年度が45件、1904/1905年度が250件、1905/1906年度が400件であったことから¹⁹、「ドイツ児童保護センター」が設立初年度に取り扱った件数がいかに多いかがわかるだろう。なお、1908年には814件、1909年には884件と「センター」に寄せられる事案はその後も増加傾向にある²⁰。

700件以上にも及ぶ「子どもの救済」要請はどこから寄せられたのかについて【表2】にまとめた。児童保護事業の中核である後見裁判所はもちろんのこと、警察や地方行政などの官公庁のほか、子どもたちやその家族に直接接する機会の多い聖職者や教員、医師といった専門職からの要請もみられる。また、最も多いのは、「親族、後見人、保護者」といった実際に子どもたちの生活上の面倒を見ている人々、ある意味、当事者からの救済申請であった。子育てに行き詰まり、救いを求めて、「ドイツ児童保護センター」に訴えた親たちの存在もそこから読み取れる。

また、救済対象となった子どもの年齢については、【表3】の通りである。乳幼児期の子どもよりも児童期の子どもの救済が多いのが特徴である。さらに、21歳までが救済の対象であったこともわかる。

【表3】救済の対象となった子どもの年齢とその数（1907年および1908年、1909年）²¹

年齢	1907年	1908年	1909年
0～6歳	318	361	417
6～14歳	498	646	714
14～21歳	353	359	401
21歳以上	3	記載なし	記載なし
出生前	9	記載なし	記載なし
合計	1181人	1366人	1532人

出典：Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907, S.14.および Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V.Geschäftsjahr 1908/1909, S.13.を参考に執筆者作成

救済を必要とする理由にはどのようなものがあるのだろうか。年次報告書には、かなり詳細な理由が記載されている（【表4】参照）。親の側に問題があるものとしては、貧困や病気、飲酒癖、虐待などを理由とする事案が多く、子どもの側に問題があるものとしては徘徊、精神疾患、病気などを理由とする事案が多い。

¹⁹ Vgl. Ebenda., S.13.

²⁰ Vgl. Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V.Geschäftsjahr 1908/1909, S.10.

²¹ 救済を求める事案と救済の対象となった子どもの数が異なるのは、一つの事案に対して兄弟姉妹などの複数の子どもがかかっている場合があるため。

【表 4】救済を必要とする理由とその件数（1907 年および 1908 年、1909 年）

【注】ただし、救済を必要とする理由については、分類できないものもあったため、救済要請の総件数とは一致しない。

理由	1907 年	1908 年	1909 年	
親の飲酒癖	50	56	61	親／保護者の側に 問題があるもの
虐待／搾取	41	39	42	
ネグレクト	17	9	16	
性的虐待	22	22	16	
道徳的墮落	20	26	33	
親の収監	6	17	12	
物乞い	3	13	18	
貧困、親の病気、親の死	76	90	107	
親の雇用状況による監督不行き届き	28	43	59	
犯罪への誘惑	記載なし	10	7	
親の不品行	7	29	20	
親の行方不明	16	記載なし	記載なし	
間違った養育	5	記載なし	記載なし	
徘徊	記載なし	105	121	
放浪	記載なし	7	6	
犯罪傾向	2	35	18	
不道徳な生活	記載なし	25	29	
窃盗	記載なし	43	46	
子どもの禁止行為	記載なし	6	12	
物乞い	記載なし	2	4	
精神疾患	28	61	79	
身体障がい	記載なし	32	38	
病気	26	53	59	
不良化	82	記載なし	記載なし	
合計	429 件	723 件	803 件	

出典：Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907,33. および Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908/1909, S.25.を参考に執筆者作成

「ドイツ児童保護センター」は、こうした状況下にある子どもたちの生活を調査し、具体的な救済策を考えた。年次報告書には一つ一つの案件についての短い報告が掲載されている。これらを参考にしながら、「ドイツ児童保護センター」の具体的な対応例を見ていこう。

【事例 1】 8歳の少女の父親は、アルコール中毒で仕事もせず、暴力をふるう。彼は酔って娘を投げ飛ばした。娘の手足は激しい音とともに角にぶつかった。さらに父親は娘の顔をげんこつで殴った。その結果、娘の歯は折れている。母親は父親に恐怖を感じつつ、依存状態にある。夫の怒りが自分に向かないように娘を見捨てることもある。娘の通う学校の校長や教員によると、娘は日に日に無表情になり、知的な障害もみられるようになった。

→ **【対応】** 娘を父親から引き離し、「児童保護協会」(Der Verein zum Schutz der Kinder)へ預けることとした²²。

【事例 2】 1～9歳の子どもたちが母親によって放置された。最年長の男児はあちこち徘徊し、学校にも行っていない。4歳の女児は養育の欠如によって歩くことも話すこともできない。2歳半の女児は酷く衰弱し、病院での治療を必要としている。最年少の女児は生後間もない赤ん坊のようで、やせ衰えている。住居の交際と不潔さは言葉では言い表せないほどである。母親は健康的なふとった28歳の女性で、花売りの仕事を言い訳にして朝から晩まで街の路地やレストランで時間をつぶし、帰宅しない。夫はきちんとした男性で十分な収入もあるが、妻に対しては弱い。

→ **【対応】** 「ドイツ児童保護センター」からの提案によって子どもの養育権が両親からはく奪され、子どもたちは慈善施設へと送られた。子どもたちが自分の手から奪われたことをきっかけに母親は「ドイツ児童保護センター」が推薦した支援者の助言を受けて、生活改善に取り組んだ。こうした変化を受けて、子どものうち1人が試験的に家に戻されることとなった²³。

4-3. 設立初期の「ドイツ児童保護センター」の会計状況

創立2年目である1908年の「ドイツ児童保護センター」の会計状況は、【表5】に示したとおりであり、主な収入源は、高い社会的地位にある会員からの出資金であったり、各所からの寄付金であったりという状況だった。支出の大部分は給与が占めているが、そのうちの3000マルクは事務

²² Vgl. Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907, S.15-16.

²³ Vgl. Ebenda., S.17.

局長であるドゥエンジングに、6125.25 マルクは7名の女性職員に支払われた。毎年繰越金が出ており、財政状況としては安定していたように見える。

【表5】1908年度の「ドイツ児童保護センター」の会計収支

【収入】

	項目	金額(マルク)
	1908年1月時点での残金	6014.19
	会員からの出資金	6810.00
	利子など	488.65
寄付	Hahnの遺産	2000.00
	Haberland 商業顧問官	500.00
	Köhne 裁判官	750.00
	文部省	500.00
	内務省	500.00
	Simon 商業顧問官	1000.00
	M. Fuchs	100.00
	Marie Dosse 基金	688.93
	Plauth 基金	3000.00
	公開講演会の収益	400.00
	その他	141.20
	合計	22892.97

【支出】

	項目	金額(マルク)
	事務所賃料	900.00
給与	事務局長	3000.00
	職員	6125.25
事務所費	郵便代、光熱費、電話代など	3824.24
印刷費	年次報告書、その他印刷物	1640.10
	合計	15489.72

出典：Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908/1909, S.86-87.を参考に執筆者作成

5. おわりに

子どもを対象とした社会福祉活動は、教会などの博愛団体を中心に長きにわたって展開されてきたが、19世紀末以降、孤児や貧困児の救済や保護は、施しや私的な慈善ではなく、公的な関心事となった。そして、同時に子どもを対象とした社会福祉活動は、「くたびれた人生における幸せな長期休暇」を子どもたちに提供することに重きを置く「子どもの救済」として特徴を持つようになった。しかしながら、子どもを対象とした社会福祉活動は、公権力にそのすべてがゆだねられたわけではなく、資金や運営の面で公的な性格を帯びるようになった博愛団体が重要な役割を果たしてきた。

本研究では、こうした公的な性格を帯びた組織として1907年に設立された「ドイツ児童保護センター」に着目した。この「ドイツ児童保護センター」は、「ドイツの児童保護領域におけるあらゆる努力を助け、まとめるための核をつくる」ことを目標とする組織として、ドイツ帝国全体を視野に入れて定期刊行物や各種の会合、情報提供を行う一方で、ベルリンを対象に児童保護に関する実践的な活動を展開した。「ドイツ児童保護センター」は、ヴィルテンベルク王国の王女をセンター長に据え、大学教授や裁判所の判事、政府高官、市議会議員といった社会的地位の高い人々を構成員としており、運営資金の大半も寄付や会員からの出資金などで賄われ、多くのスタッフは無給のボランティアであったことから博愛団体としての性格を帯びているように見える。しかしながら、「ドイツ児童保護センター」自身は、自らの活動を公的な児童保護領域だと位置づけていた。この場合の公的というのは、教会などによる慈善活動では十分にフォローできない部分を担うことを意味しており、公権力と教会などに代表される博愛団体／慈善団体の隙間を埋めるものである。また、後見裁判所や警察、地方行政との連携、社会福祉活動分野の他の組織との協働の存在が確認できた。さらに、「ドイツ児童保護センター」の活動には、当時、女性社会福祉職を養成していた女子社会事業学校の生徒たちもかかわっており、専門職とのつながりを見ることができた。

参考文献

Angela Dinghaus(Hrsg.), *Frauenwelten: Biographisch-historische Skizzen aus Niedersachsen*, Hildesheim, 1993.

Christa Hasenclever, *Jugendhilfe und Jugendgesetzgebung seit 1900*, Göttingen, 1978.

Edward Ross Dickinson, *The Politics of German Child Welfare from the Empire to the Federal Republic*, Harvard University Press, 1996.

Hans Scherpner, *Geschichte der Jugendfürsorge*, Göttingen, 1966.

Klaus Saul, Jens Flemming, Dirk Stegmann, Peter-Christian Witt(Hrsg.), *Arbeiterfamilien im Kaiserreich: Materialien zur Sozialgeschichte in Deutschland 1871-1914*, Düsseldorf, 1982.

Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1907.

Tätigkeitsbericht der Deutschen Zentrale für Jugendfürsorge E.V. Geschäftsjahr 1908/1909.

Uwe Uhlendorff, *Geschichte des Jugendamtes: Entwicklungslinien öffentlicher Jugendhilfe 1971 bis 1929*,

Weinheim, 2003.

朝日新聞社大阪本社編集局『ルポ 児童虐待』朝日新聞出版、2008年。

イレーネ・ハルダッハ＝ピンケ／ゲルト・ハルダッハ編、木村育代ほか訳『ドイツ／子どもの社会史—1700 - 1900年の自伝による証言』勁草書房、1992年。（=Irene Hardach-Pinke, Gerd Hardach(Hrsg.), *Deutsche Kindheiten: Autobiographische Zeugnisse 1700-1900*, Athenäum Verlag GmbH, 1978.）

岡田英己子「ドイツ児童福祉史の文献研究—児童保護事業成立・発展期を中心として—」『社会事業史研究』第11巻、183—201頁、1983年。

杉原薫「20世紀初頭ベルリンにおける児童保護の実際—「ドイツ児童保護センター」の取り組みを中心に—」『社会事業史研究』第53号、73—82頁、2018年。

北村陽子「第二帝政期ドイツにおける「母性保険」構想の発展と限界」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第42巻、第1号、223—245頁、2012年。

中野智世「「瓦礫の子どもたち」・「故郷を失った若者たち」—占領下ドイツにおける児童保護」橋本伸也・沢山美果子編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、242—268頁、2014年。

ジャック・ドンズロ著、宇波彰訳『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置—』新曜社、1991年。（=Jacques Donzelot, *La Police des familles*, Éditions de Minuit, 1977.）

土屋敦・野々村淑子編著『孤児と救済のエポック—16～20世紀に見る子ども・家族規範の多層性—』勁草書房、2019年。

姫岡とし子『世界史リブレット 117 ヨーロッパの家族史』山川出版社、2008年。

ヒュー・カニンガム著、北本正章訳『概説子ども観の社会史—ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社、2013年。（=Hugh Cunningham, *Children and Childhood in Western Society Since 1500*, Person Education Limited, 2005.）

広田照幸・橋本伸也・岩下誠編『福祉国家と教育—比較教育社会史の新たな展開に向けて—』昭和堂、2013年。

ヨーゼフ・エマー著、若尾祐司・魚住明代訳『近代ドイツ人口史—人口学研究の傾向と基本問題—』昭和堂、2008年。（=Josef Ehmer, *Bevölkerungsgeschichte und historische Demographie 1800-2000*, München, 2004.）

若尾祐司編著『近代ヨーロッパの探求② 家族』ミネルヴァ書房、1998年。

付記

本研究は、JSPS 科研費 JP18K13057 の助成を受けたものです。